


島根県鳥獣保護区等位置図(令和5年度)

1 : 100,000

一法令違反と銃猟事故を撲滅しましょう



この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。出猟の際にはこの図面を携帯し区域が明確に判別出来ない時は、必ず標識を確認するとともに、地元の狩猟者か、狩猟関係の職員又は地元の住民にたずねて、誤りのないように狩猟して下さい。

凡例 Legend	番号
鳥獣保護区 (印は指定を示す) Wildlife Protection Area	①~⑧②
休猟区 Temporary Game Preserve Area	①
特定猟具使用禁止区域(銃) Certain Hunting Equipment Prohibited Area (Gun)	①~⑦③
自然公園法による特別保護地区 Special Protection Area According to Natural Park Law	
特別保護地区 (印は指定を示す) Special Protection Area	△①~△③
ニホンジカ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Cervus Nippon	③
キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Green Pheasant and Copper Pheasant	①~② ⑦
ヤマドリ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Copper Pheasant	④~⑥
指定猟具禁止区域(鉛製弾) Designated Way of Hunting Prohibited Area (No Hunting with Lead Shot)	①
国 有 林 National Forest	
官 庁 造 林 地 Official Line Afforestation Place	

●他の法令で鳥獣の捕獲を禁止している区域
(文化財保護法) 大鳥居古墳
●鳥獣保護法第66条関係
●鳥獣保護法第67条関係
●鳥獣保護法第68条関係
●鳥獣保護法第69条関係
●鳥獣保護法第70条関係
●鳥獣保護法第71条関係
●鳥獣保護法第72条関係
●鳥獣保護法第73条関係
●鳥獣保護法第74条関係
●鳥獣保護法第75条関係
●鳥獣保護法第76条関係
●鳥獣保護法第77条関係
●鳥獣保護法第78条関係
●鳥獣保護法第79条関係
●鳥獣保護法第80条関係
●鳥獣保護法第81条関係
●鳥獣保護法第82条関係
●鳥獣保護法第83条関係
●鳥獣保護法第84条関係
●鳥獣保護法第85条関係
●鳥獣保護法第86条関係
●鳥獣保護法第87条関係
●鳥獣保護法第88条関係
●鳥獣保護法第89条関係
●鳥獣保護法第90条関係
●鳥獣保護法第91条関係
●鳥獣保護法第92条関係
●鳥獣保護法第93条関係
●鳥獣保護法第94条関係
●鳥獣保護法第95条関係
●鳥獣保護法第96条関係
●鳥獣保護法第97条関係
●鳥獣保護法第98条関係
●鳥獣保護法第99条関係
●鳥獣保護法第100条関係

●島根県では、出雲北山山地(出雲市の一部)のニホンジカ捕獲禁止区域を除き、ニホンジカの1日の捕獲頭数の制限を設けていません。
●出雲北山山地については、引き続きニホンジカ捕獲禁止区域を設定し、ニホンジカの狩猟を禁止としています。
●鳥根県では、イノシシ、ニホンジカの狩猟期間を11月1日から2月末日までとしております。
●環境省告示により、鳥根県におけるツキノワグマの捕獲は、令和9年9月14日まで禁止されています。

日の出前、日没後の銃猟は、禁止されています。
◎出猟の際は、日の出、日没の時刻をテレビ、ラジオ、新聞等で確認のうえ、出猟してください。

●鳥根県主要地の日の出・日没時刻表

月	日	区分	松江	浜田	船越の島
11月1日	日の出	6:29	6:32	6:29	6:29
11月1日	日没	17:14	17:18	17:11	17:11
11月15日	日の出	6:42	6:45	6:43	6:43
11月15日	日没	17:02	17:07	16:59	16:59
12月1日	日の出	6:58	7:00	6:58	6:58
12月1日	日没	16:55	17:00	16:52	16:52
12月15日	日の出	7:09	7:11	7:10	7:10
12月15日	日没	16:50	17:02	16:53	16:53
1月1日	日の出	7:17	7:19	7:18	7:18
1月1日	日没	17:05	17:11	17:02	17:02
1月15日	日の出	7:17	7:19	7:18	7:18
1月15日	日没	17:18	17:23	17:15	17:15
2月1日	日の出	6:08	6:11	6:08	6:08
2月1日	日没	17:52	17:50	17:52	17:52
2月15日	日の出	6:55	6:58	6:55	6:55
2月15日	日没	17:49	17:54	17:42	17:42
2月29日	日の出	6:39	6:42	6:38	6:38
2月29日	日没	18:02	18:07	18:01	18:01

●狩猟道徳を守りましょう。
●狩猟マナー
1. 狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えをもつこと。
2. 獲物の数を誇るような風習をやめよう。
3. 確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つこと。
4. わな、網等に保護鳥獣がかかった場合は、ただちに放獣すること。
5. 半矢した場合は、追跡して回収すること。
6. 先着の狩猟者が獲物をしないようにすること。
7. 他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。
8. 他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに落ちたら、これを拾って引渡すこと。
9. 農耕地や幼齢造林地に踏み込んで、所有者に被害を身えないようにすること。
10. 山火事を起こさないように注意すること。
11. 電線、電話線に注意すること。
近年狩猟による事故が多発しているため、次のことに注意してください。
(1) 安全装置を過信しないこと。
(2) 矢先を確かめ、安全と捕獲の自信がなければ発射しないこと。
(3) 疲勞を覚えたならば、狩猟を中止すること。
(4) 山林内の作業箇所的人身事故に注意すること。
(5) 登下校の時間帯には、人身事故に注意すること。

●標識(足環)のついた鳥獣を捕獲した場合は、農林水産振興センター、農林水産振興センター地域事務所又は隠岐支庁農林水産局へ下記の事項を連絡願います。
記
鳥獣名・捕獲年月日・捕獲場所・標識記号及び番号
鳥根県行政の仕事を取り扱っているところ

区	区長	〒	電話番号	電話番号
東	行 藤原 隆雄	852-0001	0852-22-5160	0852-22-5160
北	行 藤原 隆雄	852-0001	0852-22-5160	0852-22-5160
南	行 藤原 隆雄	852-0001	0852-22-5160	0852-22-5160
西	行 藤原 隆雄	852-0001	0852-22-5160	0852-22-5160
中	行 藤原 隆雄	852-0001	0852-22-5160	0852-22-5160
東	行 藤原 隆雄	852-0001	0852-22-5160	0852-22-5160
北	行 藤原 隆雄	852-0001	0852-22-5160	0852-22-5160
南	行 藤原 隆雄	852-0001	0852-22-5160	0852-22-5160
西	行 藤原 隆雄	852-0001	0852-22-5160	0852-22-5160
中	行 藤原 隆雄	852-0001	0852-22-5160	0852-22-5160

●狩猟者登録証の返納について(鳥獣保護管理法第66条関係)
法律により捕獲場所の報告が義務づけられています。
狩猟者登録証裏面の報告様式「狩猟カレンダー」に、狩猟時期、獲物の種類、捕獲場所、目的の鳥獣名、捕獲数を記入の上、狩猟期間が満了してから30日以内に登録証を返納してください。
(記入例)

05 狩猟者登録証

氏名: 山田 太郎
住所: 島根県松江市
生年月日: 1980年1月1日
性別: 男
登録番号: 1234567890

登録期間: 令和5年1月1日 - 令和6年12月31日

登録種別: 一般狩猟者

登録内容: 鳥獣保護管理法第66条関係

登録場所: 島根県庁

登録日: 令和5年1月1日

登録者: 山田 太郎

登録者印: [Red Seal]